

所 長				受 付

学内ネットワーク及びコンピュータ使用申請書 (非常勤講師用)

年 月 日

情報教育センター所長 殿

使用者：職員コード(5桁)・氏名

印

生年月日 / /

連絡先

TEL - -

下記のとおり、学内ネットワーク及びコンピュータの使用許可をお願いします。

記

1. 使用期間 年 月 日 より
年 月 日 まで
2. 使用場所

年 月 日

様

情報教育センター所長

学内ネットワーク及びコンピュータ使用許可書

あなたの、ユーザー名・パスワードは以下のとおりです。

ユーザー名 _____

パスワード _____

【使用心得】

1. 使用に当たっては、許可書に記載した目的以外に使用しないこと。
2. 使用期限を厳守すること。
3. 使用中に当たっての事故については、すべて使用者の責任とし、本学園は一切責任を負わない。
4. SONODA キャンパスネットワーク利用規程を良く読み、遵守すること。またそれに反した場合は、直ちに使用を停止する。

※使用は、上記使用心得、裏面 SONODA キャンパスネットワーク利用規程を遵守すること。

SONODA キャンパスネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という。)におけるSONODA キャンパスネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の円滑な運用及びセキュリティ対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 ネットワークは、本学における教育・研究に関する活動を情報の共有及び流通によって促進し、その発展に寄与することを目的として利用されなければならない。

(管理)

第3条 ネットワークの管理及び運営は、情報教育センター所長(以下「所長」という。)を管理責任者とし、日常的な業務は、情報教育センター(以下「センター」という。)が行う。

(利用資格)

第4条 ネットワークを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他所長が許可した者

(利用の申請・承認等)

第5条 利用者は、所定の利用申請書を、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請書を受理し、適当と認められた者については、所定の手続きを経て利用を承認する。

3 利用の有効期限は、当該年度内とする。ただし、本学の教職員については在職期間中、本学の学生については在学期間中は、自動的に更新されるものとする。

4 利用の有効期限内で利用資格を失った者について、所長は、利用を停止することができる。

(利用の停止・取消し)

第6条 ネットワークの利用に際して、次の行為によりネットワークの管理及び運営に支障を生じさせた者について、所長は、利用を停止することができる。

- (1) 目的に則さない利用
- (2) 利用者IDの貸借
- (3) パスワードの第三者への開示
- (4) システムの改変又は破壊
- (5) ネットワークの管理及び運営に重大な支障を与える行為
- (6) その他情報倫理に反する行為

2 所長は、前項に定める行為を行った者に対し、情報教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)の承認を経て、利用資格を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの利用に関し必要な事項は、委員会の承認を経て、所長が定める。

付 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。